

長期優良住宅に係る変更の運用について

豊橋市建設部建築指導課

平成29年3月27日

変更に係る運用について、以下のとおりに改め、平成29年4月1日より運用をします。

なお、平成25年4月1日に運用を始めた豊橋市の「長期優良住宅に係る変更の運用について」は、平成29年4月1日をもって運用しないこととします。

(1) 手続き

法第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする時は、以下のいずれかの手続きを行うこと。

- ① 法第8条第1項の申請による変更認定申請（以下、「変更認定申請」という。）
- ② 規則第7条第1項各号に該当する軽微な変更に係る届出（以下、「変更届」という。）

(2) 申請・届出時期

- ① 変更認定申請は変更に係る工事の着手前に申請。（※但し、申請受付後は着手可能）
- ② 変更届は工事については工事の着手前、工事以外については確定したら速やかに届出。

(3) 対象

① 変更認定申請

以下に示す変更のいずれかに該当する場合。

完了前の変更

- ア. 建築等計画の変更で、法第2条第4項「長期使用構造等」の基準（以下「基準」という。）に適合することが、明らかではないもの。（等級の変更を伴わない場合も含む。）
- イ. 耐震等級に変更が生じるもの。（例：等級3から等級2に変更するもの。）
- ウ. 計画変更に伴い、型式住宅部分等製造者認証等の認証番号に変更が生じるもの（型式住宅の場合に限る。）※ 型式住宅とは、構造・劣化対策等の性能表示項目に規定する性能を有することをあらかじめ登録住宅型式性能認定機関が認定したものという。

完了後の変更

ア. 増改築の場合。

イ. リフォーム等で、基準に適合することが、明らかではないもの。

② 変更届

「①」以外全て。

(4) 添付図書

① 変更認定申請

変更認定申請書（省令第3号様式）に、登録住宅性能評価機関の変更に係る適合証（登録住宅性能評価機関に変更に係る技術的審査を依頼した場合に限る）及び、登録住宅性能評価機関の押印がされた計画変更に関する図書の添付が必要。

② 変更届

変更届（様式第19号）に、変更に係る図書の添付が必要。なお、登録住宅性能評価機関に変更に係る技術的審査を依頼した場合、登録住宅性能評価機関の変更に係る適合証及び、登録住宅性能評価機関の押印がされた計画変更に関する図書の添付が必要。

注：法第9条第1項の規定による譲受人の決定は変更認定申請が必要です。